

定期監査結果報告書

(令和3年7月26日～令和3年10月8日執行分)

新居浜市監査委員

目 次

1 定期監査

(1) 上下水道局	4
(2) 企画部	12
(3) 建設部	19

様

新居浜市監査委員 寺 村 伸 治
新居浜市監査委員 柿 並 哲 也
新居浜市監査委員 仙 波 憲 一

定期監査の結果について（提出）

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づき、令和3年7月26日から同年10月8日までの間、新居浜市監査基準に準拠して実施した定期監査について、同条第9項に規定する監査結果に関する報告並びに同条第14項に規定する措置状況を、次のとおり提出（公表）します。

1 監査の対象及び期間

令和2年度に実施した事務事業全般の歳入歳出予算の執行及び関連ある事項について、次のとおりの監査期間をもって監査を実施した。

監査対象部局	監査期間
上下水道局	令和3年7月26日から同年8月18日まで
企画部	令和3年8月18日から同年9月17日まで
建設部	令和3年9月17日から同年10月8日まで

2 監査を実施した監査委員 寺 村 伸 治・柿 並 哲 也・仙 波 憲 一

3 監査等の着眼点

財務及び事務事業の執行等が法令等に基づき正確に処理されているか、効率的かつ効果的（最少の経費で最大の効果）に行われているかを主眼として実施した。

4 監査の実施内容

関係資料の提出を求め、関係職員から説明を聴取するとともに、前年度の指摘事項等が適正に改善されているかに留意して監査を実施した。

5 監査の結果

令和2年度に実施した事務事業の執行については、おおむね適正に処理されているものと認められたが、事務執行の一部において指摘事項が見受けられた。今後においても、さらに適正かつ無駄のないコスト意識を持って、効率的な行財政執行に努め、住民福祉の増進のため努力をされたい。

なお、各部局の主な事務事業、指摘事項及び指摘事項の回答は、次のとおりである。

上 下 水 道 局

1 上下水道局の主な事務事業

(1) 企業総務課

- ア 工事の請負及び業務の委託その他の契約に関する事。
- イ 財産の取得及び処分並びに財産管理の調整統括に関する事。
- ウ 現金及び有価証券の出納保管に関する事。
- エ 水道メーターに関する事。
- オ 水道料金、工業用水道料金、下水道使用料その他収入金（次項に係るものを除く。）の調定、収納及び還付に関する事。
- カ 下水道事業受益者負担金及び下水道事業区域外流入分担金に関する事。
- キ 排水設備指定工事店及び責任技術者に関する事。
- ク 滞納整理に関する事。

(2) 企業経営課

- ア 水道事業、工業用水道事業及び公共下水道事業の経営に関する事。
- イ 財政計画及び資金計画に関する事。
- ウ 企業債及び一時借入金に関する事。
- エ 予算の編成、配当及び執行管理に関する事。
- オ 決算及び業務状況報告に関する事。
- カ 現金及び有価証券の出納保管の統括に関する事。
- キ たな卸資産に関する事。
- ク 固定資産の評価及び減価償却に関する事。

(3) 水道工務課

- ア 水道事業経営の認可に関する事。
- イ 水道施設（他の所管に属するものを除く。）の整備、改良及び管理に関する事。
- ウ 漏水防止対策の計画及び実施並びに応急修理等に関する事。
- エ 給水契約及び給水装置等の管理に係る調査及び指導に関する事。
- オ 給水装置工事の審査及び検査並びに加入金、手数料等の調定に関する事。
- カ 専用水道、県条例水道、簡易専用水道及び小規模貯水槽水道の検査等に関する事。
- キ 応急給水に関する事。

(4) 水源管理課

- ア 水源地、配水池、送水場その他の水源施設の管理に関する事。
- イ 導水管及び送水管の管理に関する事。
- ウ 水道水の水質検査及び保全に関する事。
- エ 工業用水道施設の整備、改良及び管理に関する事。
- オ 工業用水道の給水契約に関する事。

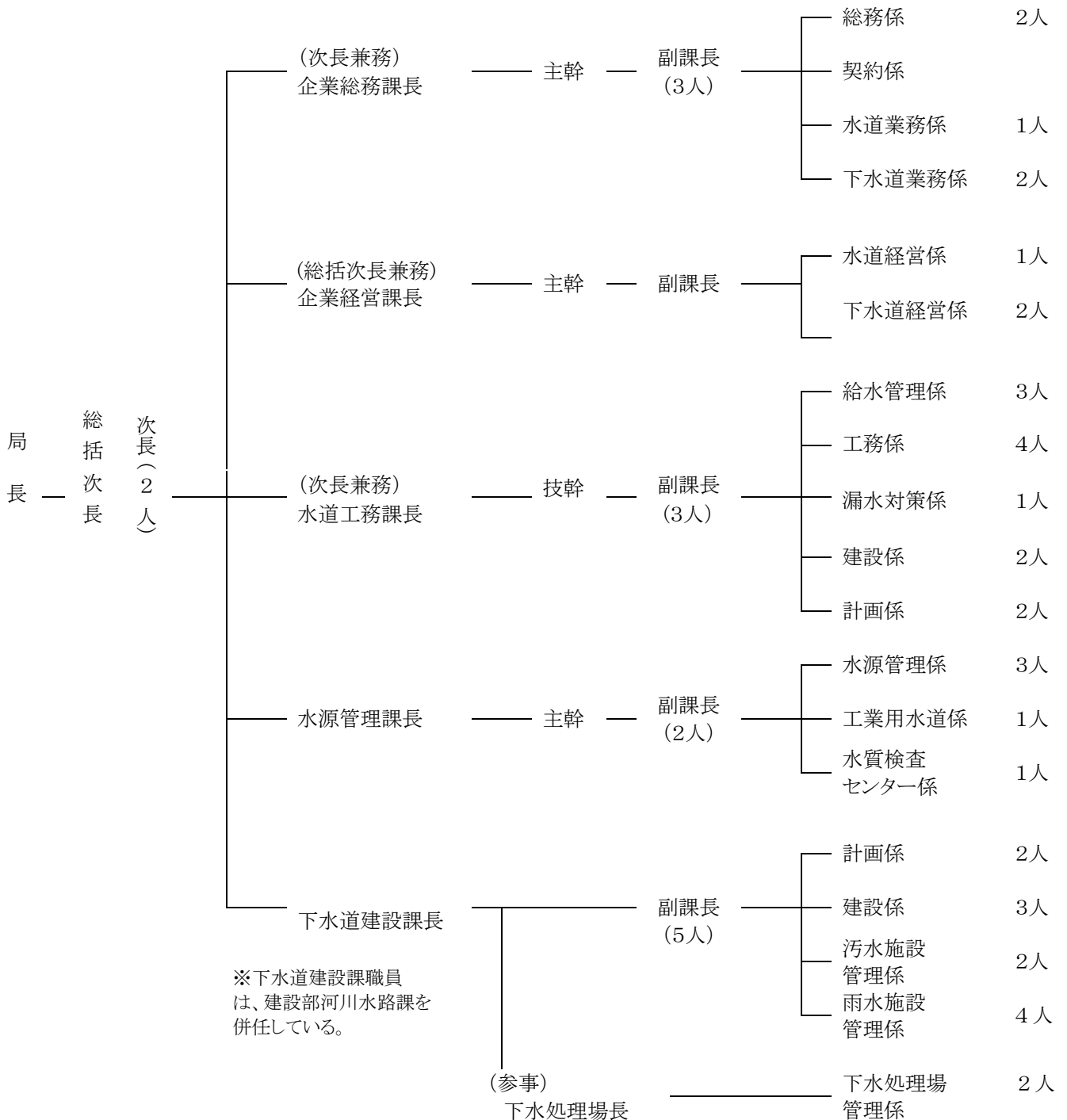
(5) 下水道建設課

- ア 公共下水道事業計画の策定に関すること。
- イ 公共下水道施設の整備及び改良に関すること。
- ウ 公共下水道施設（他の所管に属するものを除く。）の管理に関すること。

(6) 下水処理場

- ア 下水処理場及び菊本雨水ポンプ場の管理に関すること。
- イ し尿及び浄化槽汚泥の共同処理の整備に関すること。

2 職員の配置状況 63人（令和3年4月1日現在）



3 令和2年度上下水道事業等業務実績

(1) 水道事業

項目	令和2年度	令和元年度	比較増減	備考
行政区域内人口(人)	117,439	118,521	△1,082	年度末現在人口
計画給水人口(人)	120,000	120,000	0	H23.3.24計画変更認可
現在給水人口(人)	113,652	114,254	△602	年度末現在推計
普及率(%)	96.8	96.4	0.4	$\frac{\text{現在給水人口}}{\text{行政区域内人口}}$
給水戸数(戸)	55,974	55,724	250	年度末現在
年間配水量(m ³)	14,321,892	14,032,788	289,104	年間総量
年間有収水量(m ³)	13,214,630	13,079,599	135,031	年間総量
有収率(%)	92.3	93.2	△0.9	$\frac{\text{有収水量}}{\text{配水量}}$
配水管総延長(m)	589,464	588,773	691	年度末現在
職員数(人)	31	31	0	

(2) 工業用水道事業

項目	令和2年度	令和元年度	比較増減	備考
給水社数(社)	3	3	0	住友化学(株) 住友金属鉱山(株) 住友重機械工業(株)
年間配水量(m ³)	14,684,114	15,261,347	△577,233	(R2:331日、R元:352日)
年間有収水量(m ³)	14,545,084	15,230,607	△685,523	(R2:331日、R元:352日)
有収率(%)	99.1	99.8	△0.7	$\frac{\text{有収水量}}{\text{配水量}}$
配水管総延長(m)	7,338.8	7,266.2	72.6	年度末現在
職員数(人)	5	5	0	

(3) 公共下水道事業

項目	令和2年度	令和元年度	比較増減	備考
行政区域内人口(人)	117,439	118,521	△1,082	年度末現在人口
処理区域内戸数(戸)	36,848	37,152	△304	
処理区域内人口(人)	75,170	75,542	△372	
普及率(%)	64.0	63.7	0.3	$\frac{\text{処理区域内人口}}{\text{行政区域内人口}}$
処理区域内水洗化戸数(戸)	34,305	33,895	410	年度末現在
処理区域内水洗化人口(人)	69,296	69,146	150	
処理区域内水洗化率(%)	92.2	91.5	0.7	$\frac{\text{処理区域内水洗化人口}}{\text{処理区域内人口}}$
年間汚水処理水量(m ³)	12,231,776	11,831,903	399,873	年間総量
年間有収水量(m ³)	9,141,151	8,968,373	172,778	年間総量
有収率(%)	74.7	75.8	△1.1	$\frac{\text{有収水量}}{\text{汚水処理水量}}$
職員数(人)	28	22	6	

4 令和2年度水道料金等調定収入の状況

(1) 水道事業

(単位：円)

区 分	現年度分			過年度分		
	調 定 額	収 入 額	未 収 額	調 定 額	収 入 額	未 収 額
水 道 料 金	1,624,157,309	1,601,960,236	22,197,073	36,861,548	27,887,966	8,973,582
修 繕 工 事 金	1,400	1,400	0	0	0	0
給水受託工事金	18,147,181	0	18,147,181	13,190,447	13,190,447	0
設計・検査手数料	4,914,200	4,914,200	0	0	0	0
加 入 金	53,108,000	53,108,000	0	0	0	0
分 担 金	458,103,579	340,426,650	117,676,929	142,826,530	142,826,530	0
企 業 債	120,000,000	120,000,000	0	0	0	0
補 助 金	63,757,000	16,107,000	47,650,000	26,852,000	26,852,000	0
その他の収入	179,002,509	160,458,029	18,544,480	31,031,631	31,031,631	0
計	2,521,191,178	2,296,975,515	224,215,663	250,762,156	241,788,574	8,973,582

(2) 工業用水道事業

(単位：円)

区 分	現年度分			過年度分		
	調 定 額	収 入 額	未 収 額	調 定 額	収 入 額	未 収 額
給 水 収 益	242,805,707	220,061,799	22,743,908	22,743,908	22,743,908	0
工 事 分 担 金	0	0	0	0	0	0
企 業 債	0	0	0	0	0	0
その他の収入	15,257,404	395,846	14,861,558	1,500	1,500	0
計	258,063,111	220,457,645	37,605,466	22,745,408	22,745,408	0

(3) 公共下水道事業

(単位：円)

区 分	現年度分			過年度分		
	調 定 額	収 入 額	未 収 額	調 定 額	収 入 額	未 収 額
下 水 道 使 用 料	1,449,833,367	1,321,626,816	128,206,551	136,780,169	128,817,713	7,962,456
下 水 道 事 業 受益者負担金	40,562,200	40,015,000	547,200	884,800	327,400	557,400
下 水 道 事 業 区域外流入分担金	10,482,800	10,413,900	68,900	214,600	0	214,600
計	1,500,878,367	1,372,055,716	128,822,651	137,879,569	129,145,113	8,734,456

(注) 下水道使用料の過年度分の未収額は、不納欠損額1,679,321円を含む。

下水道事業受益者負担金の過年度分の未収額は、不納欠損額69,900円を含む。

5 令和2年度上下水道事業等工事請負契約の状況

(単位：円)

区 分	一般競争入札		指名競争入札		随意契約		計	
	件数	金 額	件数	金 額	件数	金 額	件数	金 額
水 道 事 業	10	748,627,000	37	277,034,762	3	29,810,000	50	1,055,471,762
工業用水道事業	2	84,425,000	0	0	2	28,490,000	4	112,915,000
公共下水道事業	11	255,177,604	45	323,404,580	17	91,855,500	73	670,437,684
計	23	1,088,229,604	82	600,439,342	22	150,155,500	127	1,838,824,446

(注) 変更契約は含まない。

6 令和2年度水道事業たな卸資産入出庫状況

(単位：円)

種 別	区 分	前期繰越額	入 庫	出 庫	差引残額
管・継手類		7,337,604	1,462,574	1,295,036	7,505,142
栓サドル類		979,636	188,350	138,219	1,029,767
弁 類		421,847	74,800	70,950	425,697
ボックス類		223,485	0	0	223,485
量水器		3,691,275	7,929,860	8,594,395	3,026,740
備消耗品類		462,773	0	3,290	459,483
計		13,116,620	9,655,584	10,101,890	12,670,314

7 令和2年度公共下水道事業会計の状況

ア 収益的収支

(単位：円)

科 目	予 算 額	決 算 額	増減額又は 不用額	執 行 率 (%)	
収益的 収入	営業収益	2,845,934,000	2,436,722,967	△409,211,033	85.6
	営業外収益	1,214,896,000	1,641,835,756	426,939,756	135.1
	特別利益	0	160,686	160,686	-
	計	4,060,830,000	4,078,719,409	17,889,409	100.4
収益的 支出	営業費用	3,223,661,000	3,151,290,722	72,370,278	97.8
	営業外費用	606,874,000	551,972,199	54,901,801	91.0
	特別損失	37,837,000	35,469,201	2,367,799	93.7
	予備費	3,000,000	0	3,000,000	0
	計	3,871,372,000	3,738,732,122	132,639,878	96.6
収支差引額	189,458,000	339,987,287	-	-	

上表の予算額、決算額等は、いずれも消費税を含んでいる。

イ 資本的収支

(単位：円)

科 目	予 算 額	決 算 額	翌年度への繰越額	増減額又は 不用額	執行率 (%)	
資本的 収入	企業債	2,743,350,000	1,933,900,000	704,700,000	△104,750,000	70.5
	出資金	400,000,000	400,000,000	0	0	100
	負担金	33,600,000	51,045,000	0	17,445,000	151.9
	長期借入金	389,800,000	328,100,000	0	△61,700,000	84.2
	国庫補助金	1,538,099,900	878,027,000	660,074,000	1,100	57.1
	計	5,104,849,900	3,591,072,000	1,364,774,000	△149,003,900	70.3
資本的 支出	建設改良費	4,409,809,800	2,791,756,776	1,452,925,166	165,127,858	63.3
	企業債償還金	2,158,942,000	2,158,941,501	0	499	100.0
	長期借入金 償還金	38,980,000	32,810,000		6,170,000	84.2
	計	6,607,731,800	4,983,508,277	1,452,925,166	171,298,357	75.4
収支差引額	△1,502,881,900	△1,392,436,277	-	-	-	

上表の予算額、決算額等は、いずれも消費税を含んでいる。

8 令和2年度に実施した主な事業

(1) 滝の宮送水場整備事業

既存施設の老朽化や耐震上の問題を解消するため、隣接土地に滝の宮送水場を更新した。これにより、川西地区全体の上水道の安定供給を図っている。更新後の供用開始は、令和5年度を予定している。

<事業費> 滝の宮送水場着水井築造工事 51,802,000円

(2) 新居浜市工業用水道更新・耐震化事業

昭和41年の供用開始以来、50年以上が経過し、一部の施設や管路に老朽劣化や耐震性の問題が認められるため、山根配水池の耐震補強工事を平成27年度から2か年で実施し、平成29年度から配水管の更新を進めている。国庫補助の活用により、工業用水道新田町配水管布設替え工事を行った。これにより、南海トラフ巨大地震等の際にも工業用水道の被害を最小限に抑えることが可能となった。

<事業費> 工業用水道新田町配水管布設替え工事 54,693,000円

(3) 管渠整備事業

生活環境の改善及び公共用水域の水質保全を図るとともに、浸水被害の解消を目的に、公共下水道の主要管渠の整備、面整備を行った。

<事業費> 1,201,463,880円（繰越分232,465,469円を含む。）

(4) 汚水処理施設共同整備事業

衛生センターの老朽化に伴い建替えや延命化を検討した結果、下水処理場にし尿・浄化槽汚泥を受け入れする受入施設を建設する。このことにより、本市の汚水処理費削減と水環境

の保全と安全で快適な市民生活の維持が図られる。

＜事業費＞ 657,279,300円（繰越分342,752,000円を含む。）

(5) 下水処理場改築事業

供用開始後40年が経過し、設備機器の耐用年数が超過し、老朽化した施設の機能回復を図るため、既存施設の改築更新を計画的・段階的に実施する。都市基盤施設としての下水道の根幹をなす下水処理場を、恒久的かつ適正に機能させることで、本市の水環境の保全と安全で快適な市民生活の維持を図る。

＜事業費＞ 424,870,000円（繰越分129,000,000円を含む。）

9 指摘事項及び回答内容（回答は令和3年9月17日付け）

(1) 公営3事業の組織統合と業務効率向上対策について

公共下水道事業への公営企業会計適用を機に、令和元年度から同事業は上下水道局に統合され、公営企業を営む水道事業、工業用水道事業とともに一体的に業務改革や人材育成等に取り組むことができる体制が整った。これら3つの事業はいずれも引き続き施設の大掛かりな耐震化・老朽化対策工事が不可欠であり、多額の所要資金と適正利益の継続的な確保が求められるが、いずれの事業も今後収益の大きな増加が期待し難いだけに、利益の確保はいかにして業務効率の向上等により、費用の縮減を実現し得るかにかかっている。

検討に当たっては、組織や個人別の業務分担の細分化をできるだけ避け、3事業一体での業務遂行強化によって、組織全体での業務効率向上を実現することがキーポイントになるのではないかと思われる。組織の統合効果が目に見える形で早く表れるよう、組織の再編成、職員の育成と担当業務区分の見直し、業務委託の改廃等費用低減に資する対策について、迅速、果敢に検討、実施されたい。

（上下水道局全課）

＜回答＞

上下水道事業については、人口減少等により、今後も継続的に水道料金や下水道使用料などの収入の減少が見込まれており、将来にわたって水道水の安定供給や下水の安定処理を継続していくためには、収入の確保、支出の抑制や効率的な業務体制の確立など事業全般にわたって見直しをする必要があると認識しております。

そのようなことから、現在、上下水道事業運営審議会において、「持続可能な事業経営の在り方」について審議していただいておりますが、上下水道局内においても、審議会の審議と並行して、組織の在り方、支出の抑制や収入の確保などの見直しについて検討を進めております。

今後、審議会での審議の動向を注視しながら、組織の在り方をはじめ健全経営に向けた経営基盤の強化に取り組んでまいります。

(2) 旧瀬戸・寿上水道の統合について

旧瀬戸・寿上水道については、令和元年9月30日に上水道管理運営統合に関する協定書が締結され、その後6年間を移行期間と定め、市給水メーターへの交換、給水情報のシステ

ム取り込み台帳整備について、現在、準備が進められている。

現在、水道料金については現金徴収が行われているが、統合時の水道料金の口座振替制度の導入や下水道使用料の徴収方法の統合化などの取り組む課題について、具体的な対応策が決まっていない。

今後、統合に向け、各課題解決のための方法とスケジュールを定め、毎年度検証を行うなどして、市水道への円滑な統合を目指されたい。

(企業総務課)

<回答>

市水道の料金体系への円滑な統合を行うためには、水道使用者・メーター・検針等の情報を料金システムに登録し運用していく仕組みづくりとともに、地元の水道使用者に対して市料金体系等に関する説明会を開催し、市水道の制度等について理解を得ることが必要であると考えています。

つきましては、これらに関する実施計画をスケジュール表にまとめ、進捗状況を管理するとともに、諸問題解決のための検討会を定期的で開催するなど、市水道への円滑な統合を目指していきたいと考えております。

(3) 下水処理場緑地維持管理業務委託契約について

下水処理場緑地維持管理業務委託契約について、令和2年度は660万円で契約しており、今後も多額の経費が必要となる。健全経営を目指す下水道事業において、樹木等の必要性と、今後の維持管理費との整合性について、剪定及び除草をせずにする方法（舗装など）について検討されたい。

(下水道建設課(下水処理場))

<回答>

下水処理場の緑化については、景観や作業環境の改善に役立つものであり、また、その種類や箇所によっては臭気・騒音に対する効果も得られることから、「周辺環境との調和を図り、環境政策上、必要な広さを確保することが望ましい」とされており、当初の建設工事において植樹、芝張り等を行っております。

しかしながら、昭和55年の処理場の供用開始から40年余りが経過しており、樹木の中には腐食や寿命により枯れて倒木のおそれのあるものも増えてきていることから、老朽化した樹木等の計画的な伐採を行うことにより、維持管理費の削減に努めます。

企 画 部

1 企画部の主な事務事業

(1) 総合政策課

- ア 市政の基本方針及び重要施策の総合企画調整に関すること。
- イ 市政の調査研究に関すること。
- ウ 長期総合計画の調整及び進行管理に関すること。
- エ 過疎地域持続的発展計画に関すること。
- オ 市議会に関すること。
- カ 離島振興事務に関すること。
- キ 基幹統計及びその他の統計に関すること。
- ク 行政改革、行政評価に関すること。
- ケ 総合教育会議に関すること。

(2) 秘書広報課

- ア 市長及び副市長の秘書並びに渉外に関すること。
- イ 報道機関との連絡調整に関すること。
- ウ 市政の広報に関すること。
- エ 広聴に関すること。
- オ 市政モニターに関すること。

(3) 財政課

- ア 予算の編成、配当及び執行に関すること。
- イ 財政計画及び資金計画に関すること。
- ウ 市債及び借入金に関すること。
- エ 地方交付税等に関すること。
- オ 財政事情の公表に関すること。

(4) ICT戦略課

- ア 電子計算組織の企画及び調整に関すること。
- イ 電子計算機のプログラム作成管理に関すること。
- ウ 電子計算機の管理運営に関すること。
- エ 情報化の推進に関すること。

(5) 別子銅山文化遺産課

- ア 別子銅山文化遺産に関すること。

(6) 地方創生推進課

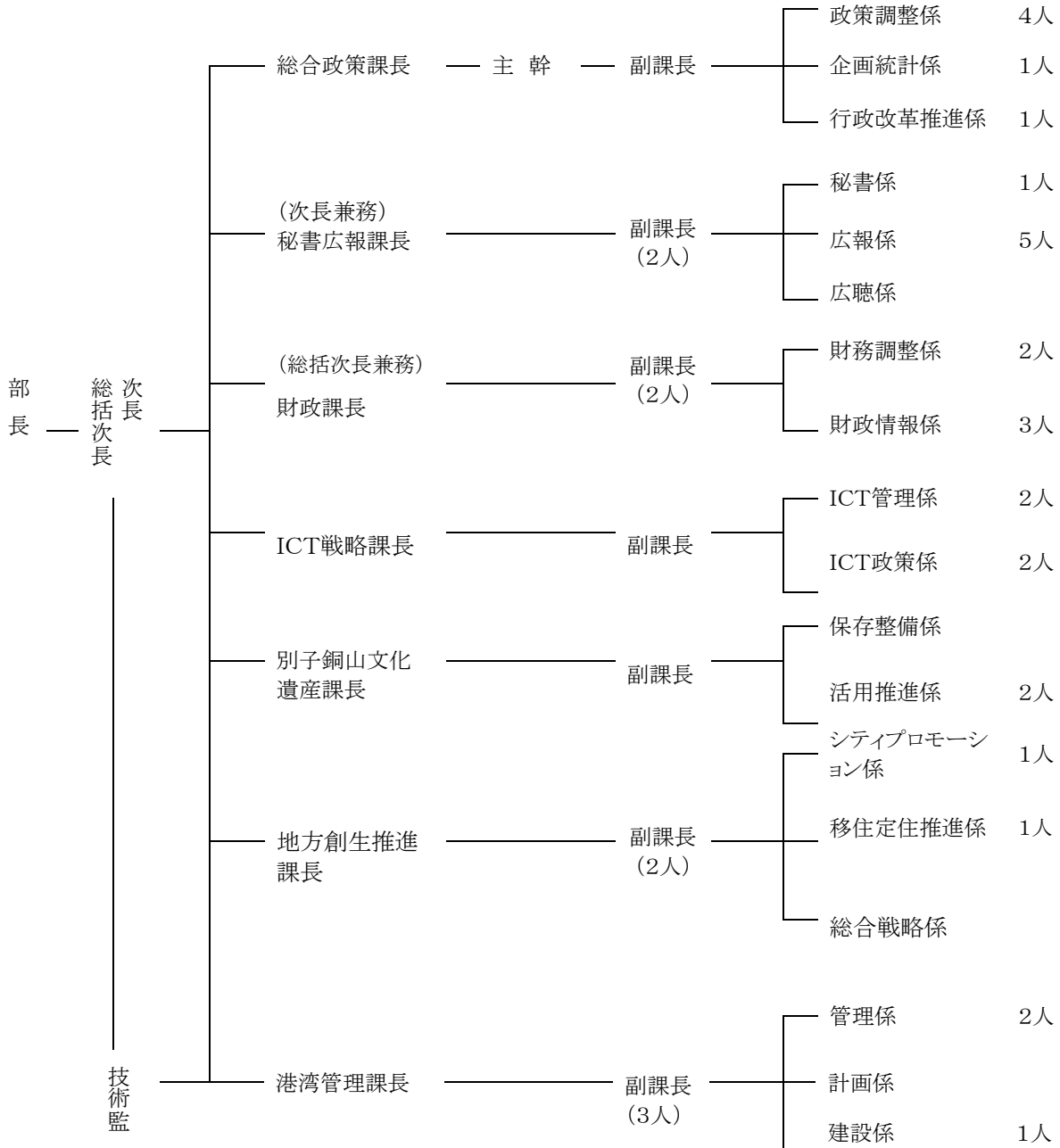
- ア 総合戦略の推進及び調整に関すること。
- イ シティプロモーションの推進に関すること。
- ウ 移住及び定住の推進に関すること。

- エ 広域行政に関すること。
- オ 規制改革に関すること。

(7) 港湾管理課

- ア 東予港(東港地区)に関すること。
- イ 新居浜港務局との連絡調整に関すること。
- ウ 漂流物に関すること(河川を除く。)

2 職員の配置状況 50人(兼務等除く)(令和3年4月1日現在)注:育児休業等含む。



3 令和2年度に実施した主な事業

(1) 近代化産業遺産まちづくり推進費

別子銅山産業遺産の歴史的意義や価値を明らかにし後世へ伝承するため、産業遺産の保存活用と情報発信に取り組んだ。令和2年度は、住友山田社宅6棟エリア・旧端出場水力発電所の土地賃借料、樹木剪定等、別子銅山産業遺産の維持管理を図ったほか、別子銅山案内パンフレットの作成、配布により、別子銅山の歴史的意義や価値等について、情報発信を図ることができた。

<事業費> 9,029,907円

【内訳】保存活用事業 8,905,476円

情報発信事業 124,431円

(2) 端出場水力発電所整備事業

別子銅山の近代化を支えた象徴である旧端出場水力発電所について、保存活用を図るため、平成28年度に「旧端出場水力発電所保存活用計画」を策定。平成29年度は、保存活用計画にもとづき、建物本体の耐震補強の実施設計を行い、平成30年度から継続事業として本体耐震補強工事に着手した。一般公開は令和4年度以降の予定である。整備事業により、後世への継承とともに観光施設マイントピア別子、端出場地区産業遺産との一体的な活用による観光交流人口の増加等別子銅山産業遺産を活かしたまちづくりに貢献できる。

<事業費> 421,426,990円

(3) 山田社宅整備事業

住友企業によって保存されてきた社宅6棟について、平成31年までに住友各社から本市へ寄贈を受けた。市では令和元年度に住友山田社宅保存活用計画を策定し、今後の一般公開に向けて整備を推進している。令和2年度は、別子鉱業所長社宅、住友化学幹部社宅2棟について、令和3年3月に仮オープンし公開を開始するため、照明設備等改修工事を行ったほか、外国人西社宅の屋根葺替え・外壁塗装工事、住友共電幹部社宅の屋根雨漏り補修工事を行った。

住友山田社宅は、昭和初期に鷺尾勘解治氏による都市計画の一環として、昭和4年から建設が始まり、最盛期には295戸が整備され、日本有数の社宅群となった。現存する社宅について、昭和初期の建物として建築的価値が認められ、6棟8件が令和2年8月に国の登録有形文化財となっており、星越地区の歴史とともに昭和の近代化を象徴する社宅として、将来にわたる保存活用のため、一般公開に向けた住友山田社宅6棟エリアの整備工事を推進し、別子銅山の歴史の継承、郷土愛の醸成を図る。

<事業費> 27,722,900円

(4) 産業遺産PR冊子作成事業

旧広瀬邸、旧広瀬氏庭園（国重要文化財・国名勝）をはじめとする別子銅山産業遺産群を広く効果的にPRするため、知名度のある旅行情報誌るるぶの特別編集版「新居浜市」を制作し、市外の産業遺産関係先、観光関連施設、いはいま倶楽部などへ配布し、情報発信を行った。別子銅山産業遺産の歴史の紹介、産業遺産エリア別の周遊コースなどを掲載。また、観光情報として市内グルメ店の情報掲載など、るるぶのノウハウを生かした誌面構成によって、幅広い世代への発信効果により、全国各地へPRすることができた。

さらに、全国版るるぶ四国'22へ特別付録「新居浜市」をとじ込みした冊子を制作し、首

都圏を中心とした書店等で令和3年4月末から全国出版が開始されており、全国各地への発信、PRが期待できる。(令和3年度繰越)

<事業費> 4,950,000円

(5) 特別定額給付金事業

新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言下において、感染防止拡大に留意しつつ、簡素な仕組みで迅速かつ的確に家計への支援を行うため、令和2年4月27日時点で、本市の住民基本台帳に記録されている者に対し、1人につき10万円の特別定額給付金を給付した。5月14日から9月4日までの間に、57,725世帯118,295人に対して給付し、完了した。

<事業費> 11,871,618,376円

【内訳】 給付総額 11,829,500,000円

事務費 42,118,376円

4 一般会計款別歳入決算状況

(単位：円)

款 別	決 算 額		
	令和2年度	令和元年度	増 減
市 税	19,331,276,223	19,566,711,922	△ 235,435,699
地方譲与税	341,280,833	340,137,916	1,142,917
利子割交付金	22,351,000	22,265,000	86,000
配当割交付金	58,578,000	68,681,000	△ 10,103,000
株式等譲渡所得割交付金	79,207,000	40,343,000	38,864,000
法人事業税交付金	181,085,000	-	181,085,000
地方消費税交付金	2,574,876,000	2,115,958,000	458,918,000
ゴルフ場利用税交付金	28,530,180	28,510,160	20,020
自動車取得税交付金	-	47,202,286	△ 47,202,286
環境性能割交付金	18,593,000	-	18,593,000
地方特例交付金	111,540,000	267,157,000	△ 155,617,000
地方交付税	5,478,119,000	5,627,488,000	△ 149,369,000
交通安全対策特別交付金	15,209,000	14,341,000	868,000
分担金及び負担金	210,719,645	346,491,301	△ 135,771,656
使用料及び手数料	704,212,223	816,382,993	△ 112,170,770
国庫支出金	21,617,694,873	7,611,258,626	14,006,436,247
県支出金	4,023,424,413	3,354,161,179	669,263,234
財産収入	72,199,302	96,017,523	△ 23,818,221
寄 附 金	515,508,685	497,626,924	17,881,761
繰 入 金	1,838,392,413	1,877,545,106	△ 39,152,693
繰 越 金	1,110,125,583	1,610,237,597	△ 500,112,014
諸 収 入	1,626,675,401	2,060,891,186	△ 434,215,785
市 債	4,645,488,000	7,579,932,000	△ 2,934,444,000
計	64,605,085,774	53,989,339,719	10,615,746,055

5 一般会計款別歳出決算状況

(単位：円)

款 別	決 算 額		
	令和2年度	令和元年度	増 減
議会費	341,783,282	356,742,892	△ 14,959,610
総務費	18,417,069,020	5,300,053,366	13,117,015,654
民生費	20,683,288,126	19,844,850,892	838,437,234
衛生費	3,662,925,183	3,252,338,220	410,586,963
労働費	387,697,542	367,492,690	20,204,852
農林水産業費	1,023,068,610	681,729,237	341,339,373
商工費	2,142,121,982	1,747,606,841	394,515,141
土木費	5,296,106,206	4,987,976,183	308,130,023
消防費	1,720,341,121	5,863,823,404	△ 4,143,482,283
教育費	5,262,089,579	5,950,504,136	△ 688,414,557
災害復旧費	130,290,963	113,030,572	17,260,391
公債費	4,374,681,895	4,413,065,703	△ 38,383,808
計	63,441,463,509	52,879,214,136	10,562,249,373

6 指摘事項及び回答内容 (回答は令和3年10月12日付け)

(1) 時間外勤務について

時間外勤務等命令書の一部について、時間外勤務実績が時間外勤務命令時間と相違しているまま、時間外勤務命令時間をシステムへ入力したことによる支給額の過払いが生じている。内容を確認の上、改められたい。今後はチェック体制を強化するなど適正な事務処理をされたい。

(総合政策課)

<回答>

当該日の勤務時間について、ICT戦略課においてパソコンのログを確認し、時間外勤務実績の記載に誤りがあったため、指摘を踏まえ訂正しました。

時間外勤務手当については、正しい時間外勤務実績により支払済みであるため、過払いは生じておりません。

今後は、複数名で確認作業を行い、記載誤り等のないよう適正な事務処理に努めます。

(2) 「Hello! New新居浜」転入者ウェルカムプレゼント提供業務について

地方創生推進課が行っている「Hello! New新居浜」転入者ウェルカムプレゼント提供業務では、転入世帯に対して、マイントピア別子の温泉入浴券及び広瀬歴史記念館の観覧券を市民課、上部支所及び川東支所（以下「市民課等」という。）の窓口で贈呈しているが、市民課等から各券の配布状況の実績報告を受け、地方創生推進課において集計を行っているが、

一部集計誤りがあった。

マイントピア別子の温泉入浴券及び広瀬歴史記念館の観覧券は共に金券であるため、現金と同様に扱うことを認識の上、実績報告や各券の残数の確認を複数人で行うなど、適切な管理をするように改められたい。

(地方創生推進課)

<回答>

転入者ウェルカムプレゼントについては、マイントピア別子の温泉入浴券及び広瀬歴史記念館の観覧券を市民課等へ配布の際に受払簿を作成、また、市民課から転入者への配布状況の実績報告を受け、受払簿も作成しておりますが、一部集計誤りがございました。集計誤りについては、在庫数累計の計算式が一部正しく入力されていなかったため、直ちに正しい計算式に訂正いたしました。

今後におきましては、実績報告や各券の残数について、不備のないよう複数職員によるチェックを行い、適正な事務処理を行います。

(3) 公共施設の再編と成果の検証について

本市では「新居浜市公共施設再編計画」を平成30年9月に策定し、その後東新学園の民設民営化や清光寮の他施設への移転、商業振興センターの建物譲渡など、公共施設の再編を進めてきたが、これら実施済み個別再編事案の経済効果及び課題等について、実施後の検証、整理が十分行われていないように見受けられる。

せっかくの成果であり、当再編計画推進の継続的な動機付けや、今後の対応の参考となるよう、実施済みの事案については、その都度速やかに経済効果や課題等を検証、整理されたい。

(総合政策課)

<回答>

本市が所有する公共施設を中・長期的に維持管理していくためには、施設の長寿命化対策を図るとともに、施設総量を大幅に縮減していく必要があり、平成30年9月に策定した「新居浜市公共施設再編計画」に基づき、鋭意対象施設の再編に取り組んでおります。

指摘のありました「これまで実施した再編の経済効果等を検証・整理すること」については、計画の進捗管理を図り、取組をさらに推進するうえで、重要な事項であると考えており、令和4年度に改訂予定の「新居浜市公共施設白書」において、これまでの再編実績（削減効果）を示すなど、再編の効果検証にも取り組んでまいります。

(4) 地方創生事業の推進体制について

地方創生は地方における少子高齢化と人口減少に歯止めを掛け、人口の一極集中を避けるため導入された国策であり、本市では平成27年4月企画部内に地方創生推進室（現：地方創生推進課）を設置し、地域活力の創出や地方創生のための施策を総合的、計画的に推進してきた。中でもシティブランド戦略の構築及びワクリエ事業の実現は、本市の全国発信と地域活力強化に資する大掛かりな事業であったが、これら大型事業の取組が一段落した今、地

方創生業務に係る体制について、検討する必要が生じているように思われる。
市総合戦略・シティブランド戦略の進捗管理や、移住・定住の促進など、地方創生に係る個別業務は多数存在していることから、組織運営の合理性の観点を持って、地方創生業務の所掌と推進体制について検討されたい。

(総合政策課、地方創生推進課)

<回答>

地方創生については、市総合戦略・シティブランド戦略の進捗管理や、移住・定住の促進など、市としての喫緊の課題であり、第六次新居浜市長期総合計画との整合性を図りながら推進していく必要があるため、令和4年度に向けた組織機構改革の中で協議を進めております。

建設部

1 建設部の主な事務事業

(1) 都市計画課

- ア 都市計画に関すること。
- イ 国土利用計画及び国土利用計画法に基づく調査、指導及び進達に関すること。
- ウ 駐車場法に関すること。
- エ 崖崩れ防災対策に関すること。
- オ 都市景観に関すること。
- カ 都市公園等に関すること。
- キ 子供広場及び児童遊園地の管理に関すること。
- ク 新居浜駅前駐車場等及び新居浜駅前駐輪場等に関すること。
- ケ 屋外広告物に関すること。
- コ 公衆便所に関すること。
- サ 土地区画整理事業に関すること。
- シ 新居浜駅周辺整備に関すること。

(2) 国土調査課

- ア 地籍調査の計画実施に関すること。
- イ 地籍調査の成果に関すること。

(3) 道路課

- ア 道路及び橋りょうの調査計画に関すること。
- イ 都市計画道路事業に関すること。
- ウ 地方道事業及び県費補助事業に関すること。
- エ 道路の改良及び修繕補修に関すること。
- オ 交通安全施設に関すること。
- カ 市道の維持管理に関すること。
- キ 道路災害復旧事業に関すること。
- ク 市道の認定、占用許可に関すること。

(4) 用地課

- ア 用地の取得（借地を除く。）及び借受けに関すること。
- イ 地上物件その他の補償に関すること。
- ウ 取得物件の登記に関すること。
- エ 地価公示に関すること。

(5) 建築住宅課

- ア 市営住宅及び活性化推進住宅の建設並びに補修に関すること。
- イ 市有建築物の建設、補修及び点検に関すること。
- ウ 市営住宅及び活性化推進住宅の管理に関すること。

- エ 住宅地区改良法に係る県知事からの委任に関する事。
- オ 旧雇用促進住宅及び移住支援住宅の管理等に関する事。

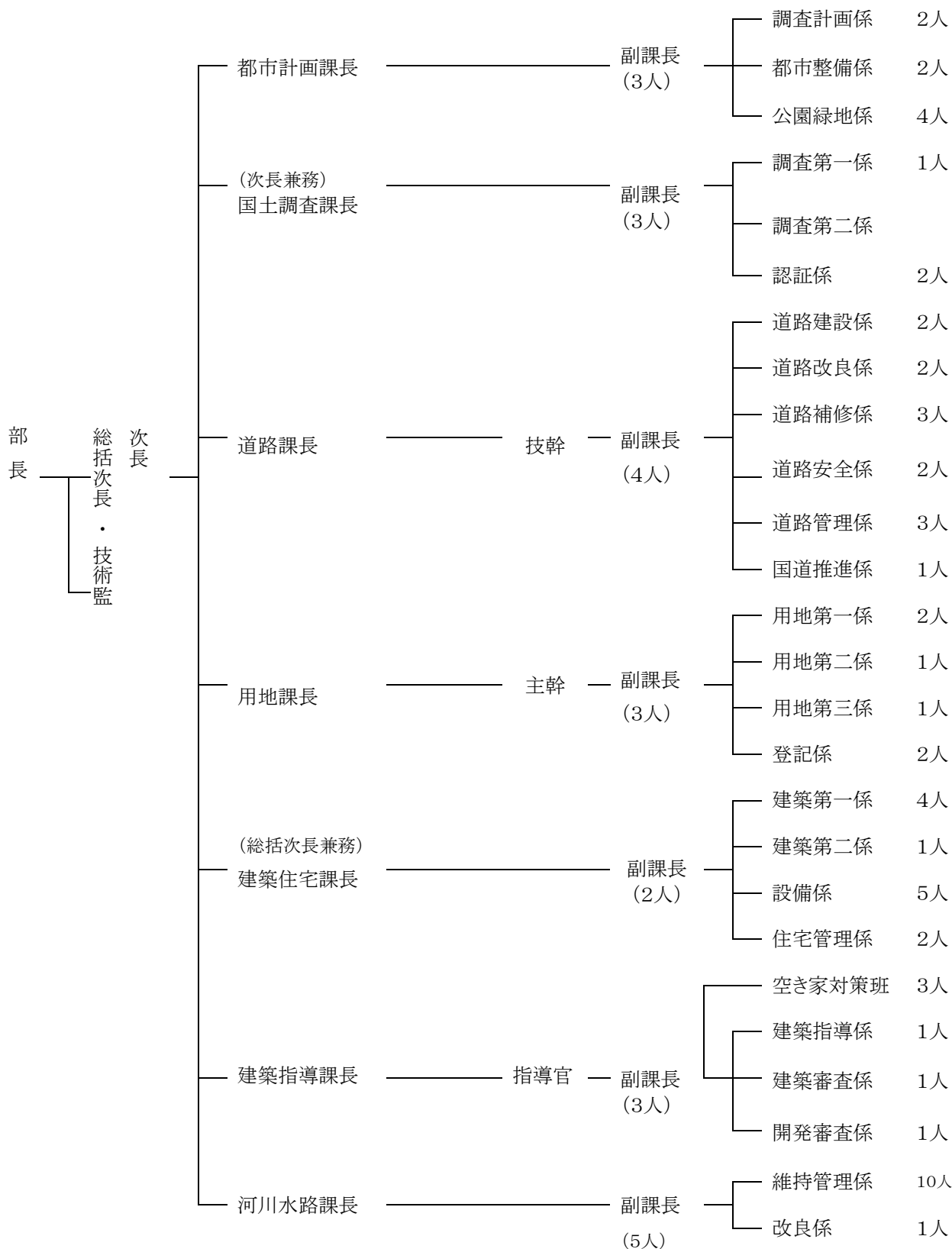
(6) 建築指導課

- ア 建築基準法の実施に関する事。
- イ 建築行政指導及び相談に関する事。
- ウ 開発許可申請等の審査に関する事。
- エ 優良宅地、優良住宅の認定に関する事。
- オ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の実施に関する事。
- カ 建築物の耐震改修の促進に関する法律の実施に関する事。
- キ 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律の実施に関する事。
- ク マンションの建替え等の円滑化に関する法律の実施に関する事。
- ケ 長期優良住宅の普及及び都市の低炭素化の促進に関する法律の実施に関する事。
- コ 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の実施に関する事。
- サ 空家等対策の推進に関する事。

(7) 河川水路課

- ア 生活排水路等に関する事。
- イ 河川及び国土交通省所管海岸に関する事。
- ウ 排水ポンプ場並びに水門及び樋門に関する事。
- エ 市管理河川及び排水施設の災害復旧事業に関する事。

2 職員の配置状況 94人（令和3年4月1日現在）



※河川水路課職員は、上下水道局下水道建設課職員を併任している。

3 令和2年度に実施した主な事業

(1) 滝の宮公園リニューアル事業

昭和31年の開設後、約60年経過した滝の宮公園を、少子高齢化の背景や健康意識の高まりなど住民のニーズによる再整備を行った。令和元年度に引き続き、エントランスの整備を行った。また大型複合遊具の設計、施工に関する契約を締結し、遊具を決定、設置工事に着手した。

今後の公園全体のリニューアルをさらに進めるに当たって、測量や実施設計を行った。

＜事業費＞ 165,591,800円（繰越分 50,000,000円を含む。）

(2) 地籍調査事業

迅速な災害復旧、円滑な公共事業の推進、固定資産税の公平な課税等土地の有効活用を図るため、地籍調査事業を実施した。

＜事業費＞ 49,720,635円

(3) 平形外山線改良事業

本路線は、壬生川新居浜野田線から多喜浜泉川線へ接続する新居浜市街地を南北に結ぶ幹線道路であり、一部約100m区間が未整備であった。狭あいな道路状況で車両の離合もできず、隣接の南中学校の通学路でありながら、円滑な通行に支障を来していたため、早期整備が望まれていた。本路線を整備し住民の安全性、生活経済活動の支援と利便性の向上を図った。

＜事業費＞ 53,485,506円（繰越分 23,620,872円を含む。）

(4) 公営住宅建替推進事業

老朽化した公営住宅の建て替えにより、安全性の確保、バリアフリー性能の向上等居住環境の整備を図った。令和2年度事業として、東田団地1号棟建設工事に着手した。

＜事業費＞ 450,280,000円

(5) 民間木造住宅耐震診断、耐震改修補助事業

民間による木造住宅の耐震診断及び耐震改修の円滑な実施を支援し、建築物の耐震性の向上を図るため、診断費用または改修に係る設計・工事・監理費用の一部について補助を行った。

＜事業費＞	814,816円	（耐震診断事業）	補助件数	16件
	16,300,000円	（耐震改修補助事業）		15件

(6) 危険家屋除却補助事業

安全安心な生活環境の確保及び良好な地域景観の保全を図るため、老朽化等による危険な空き家を除却する者に対して、除却費用の一部について補助を行った。

＜事業費＞ 7,853,000円 補助件数 11件

(7) 民間ブロック塀撤去補助事業

災害に強いまちづくりを進めたるため、危険ブロック塀の撤去に係る費用の一部について補助を行った。

＜事業費＞ 2,197,000円 補助件数 9件

(8) 一般下水路整備事業

主に公共下水道事業計画区域外の排水路・排水管及び市管理河川の改良と維持管理を行い、地域の浸水対策及び住民の生活環境の改善を図った。

<事業費> 149,667,125円

4 使用料、手数料の調定収入状況

(単位：円)

区 分	調 定 額	収入済額	収入未済額
公営駐車場使用料	6,294,000	6,294,000	0
公営駐輪場使用料	10,417,750	10,417,750	0
公園使用料	2,838,272	2,838,272	0
自動販売機設置使用料 (都市計画課分)	449,359	449,359	0
地籍調査成果交付手数料	14,700	14,700	0
屋外広告物許可申請手数料	1,740,940	1,740,940	0
用途地域等証明手数料	9,900	9,900	0
低未利用土地等確認手数料	2,400	2,400	
道路使用料	36,383,880	36,383,880	0
敷地使用料	140,051	140,051	0
開発許可等手数料	2,326,070	2,326,070	0
建築確認手数料	9,398,800	9,398,800	0
自動販売機設置使用料 (市営住宅分)	204,463	204,463	0

5 市営住宅家賃等の調定収入状況

(単位：円)

区 分	調 定 額	収入済額	収納率	不納欠損額	収入未済額	
家 賃	現年度分	275,042,510	273,792,203	99.6%	0	1,250,307
	滞納繰越分	18,875,105	7,378,260	39.1%	1,448,430	10,048,415
	計	293,917,615	281,170,463	95.7%	1,448,430	11,298,722
共益金	現年度分	31,293,458	30,747,101	98.3%	0	546,357
	滞納繰越分	7,378,968	3,036,811	41.2%	304,666	4,037,491
	計	38,672,426	33,783,912	87.4%	304,666	4,583,848
駐 車 場	現年度分	1,762,490	1,753,690	99.5%	0	8,800
	滞納繰越分	10,960	10,960	100%	0	0
	計	1,773,450	1,764,650	99.5%	0	8,800
督 促 事 務 費	家賃	172,200	172,200	100%	0	0
	駐車場	6,800	6,800	100%	0	0
	計	179,000	179,000	100%	0	0

6 指摘事項及び回答内容（回答は令和3年11月9日付け）

（1）納入通知金額について

自動販売機の設置許可に伴い、新居浜市行政財産使用許可に係る自動販売機の設置に関する取扱要綱に基づき、自動販売機の設置施設が電力会社との契約内容により電気料単価を算出し、実費相当額の電気料金を含めて、毎月、自動販売機設置使用料を請求しているが、算出した電気料単価とは異なる単価を用いて請求しているものがあり、請求額（納入通知書額）の誤りにより使用料収入は過少となっている。内容を確認の上、改められたい。今後はチェック体制を強化するなど適正な事務処理をされたい。

（都市計画課）

<回答>

自動販売機設置手数料については、令和元年度に消費税率が改訂され、翌令和2年度に請求を行う際に、旧の消費税率を適用した電気料金単価で積算していたため過少請求していたものです。過小請求分については、令和3年中に納付されるよう協議済みです。

今後は請求金額の錯誤がないように、担当者に加え、複数の者で算出根拠を含め、適正な請求金額になっているかの確認を慎重・確実にを行います。

（2）履行期間について

市道管理業務について、履行期間が令和3年3月31日までとなっているが、仕様書では実施時期が9月から10月上旬となっている。実施報告書では9月中に完了しており、3月31日までとする契約と大幅に期間のずれが生じているので、適切な履行期間に改められたい。

また、全ての未登記業務委託契約において、履行期間が令和3年3月31日までとなっているが、契約日から遅くとも2か月以内に業務が完了していることから、適切な履行期間に改められたい。

（道路課）

<回答>

市道管理業務の履行期間については不測の事態に備え、年度末での設定を行っていましたが、今後は仕様書で指定した実施期間に事務処理等の期間を加えた期日を履行期間とするよう改め、不測の事態が生じた場合は契約変更にて対応します。また市道管理業務契約業者に対して、仕様書の実施時期の徹底の説明を行い、工程表と実施報告書にずれが生じないように指導し、適切な事務処理を行います。

また未登記事務委託契約については、市道敷地内にある未登記分の分筆登記を行うものですが、当該地の寄附採納までつなげるものであるため、見込み期間を含めた適切な履行期間に改善いたします。